

## 西成区役所保健福祉担当部長専決要綱

制 定 平成 31 年 1 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市事務専決規程（昭和 38 年大阪市達第 3 号。以下「規程」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、区長専決事項の一部委譲を定めることに關し、決裁過程の簡素迅速化、区長と保健福祉担当部長の役割分担の明確化等を図り、もって事務処理の効率的な執行に資することを目的とし、保健福祉担当部長の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (専決事項)

第 2 条 保健福祉担当部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉課に属する課長の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）及び早出遅出勤務の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に關すること
- (2) 保健福祉課に属する課長の職務に専念する義務の免除に關すること。ただし、別に定めるものを除く。

### (異例な事項等の扱い)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、異例に属するもの、規定の解釈上疑義のあるもの又は重要と認めるものについては、区長の決裁を受けなければならない。

### (緊急時における処置)

第 4 条 保健福祉担当部長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第 2 条の規定にかかわらず、機宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく区長に報告しなければならない。

### 附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。